以下は、ご指示に基づいてマークダウン形式での業務委託契約書のドラフトです。

業務委託契約書

甲

契約者:

住所:

適格請求書発行事業者登録番号:

SPICYSOFT

契約者:スパイシーソフト株式会社 代表取締役 山田 元康 住所 :〒 160-0074 東京都新宿区北新宿 2 丁目

適格請求書発行事業者登録番号: T6-0100-0109-1560

甲とスパイシーソフト株式会社(以下「SPICYSOFT」という)は、SES営業業務の委託に関し、次のとおり契約(以下、本契約)を締結する。 甲およびSPICYSOFTは、相互の信頼を基盤として、誠実に本契約を履行し、甲・SPICYSOFT 間の友好的な関係を維持するものとする。

第1条 (契約の目的)

本契約は、甲とSPICYSOFTの間で、SES営業業務の委託に関して締結されるものである。 甲は、SPICYSOFTに所属するエンジニア(以下、本要員)が参画できる案件を選べるようにするため、多くの案件情報の提供と、本要員と案件の適切なマッチングおよび本要員の参画のサポートを行う業務を行う。

第2条 (契約期間)

本契約の期間は期限を定めない。

第3条 (業務内容)

甲は、以下の業務を行うものとする。

- 本要員にマッチした案件をサーチする
- 案件をSPICYSOFTが指定する場所に指定する方法で登録する
- 本要員への案件の提案
- 案件先への本要員の提案
- 本要員と案件先との面談のサポート
- 本要員の案件への入場までのサポート
- 入場後の初期のクレーム対応

第4条 (報酬)

- 1. 甲がサーチし本要員を入場までサポートした案件(以下、本案件)について、別途定めた報酬額を本要員が入場してから退場まで毎月支払う。
- 2. 本案件に参画しているすべての要員に対して要員人数分の成果報酬が発生する。

- 3. 途中入場・退場については日割り計算とする
- 4. 委託報酬の単価には、消費税等の各種税金が含まれているものとする。

第5条 (請 求)

- 1. SPICYSOFTは、毎月、本契約にもとづいた当月の1日から末日までの要員の案件への参画状況を、翌月の末日までに甲に報告する。
- 2. SPICYSOFTは、翌々月末日までに、委託報酬額を支払うものとする。支払う際には SPICYSOFT は源泉徴収を行うものとする。なお、支払いに係る振込手数料等の費用は SPICYSOFT の負担とする。
- 3. SPICYSOFT の責により、支払不足があった場合は、次回の支払いの際に合算して支払うものとする。また、過払いがあった場合は、次回の支払いの際に相殺する。または甲に別途請求するものとする。これらの場合の支払いに係る振込手数料等の費用はすべて SPICYSOFT が負担する。
- 4. 参画に関して甲の重過失・故意などの不正があった場合は、当該請求のすべてが無効となる。既に甲に対して支払いがなされていた場合、甲は SPICYSOFT に請求額の全額を返金しなければならない。返金が遅れた場合は、支払いから返金までの期間に該当する遅延損害金(年率 14%)を支払うものとする。あわせて、本契約は解除となる。甲から SPICYSOFT に対して既に請求されているが、未だ支払いに至っていない債権債務は一切存在しなくなる。

第6条 (解約条件)

- 1. 甲は、任意のタイミングで契約を解除することができる。その場合、成果報酬は解除時点で終了とする。 この場合に本要員が参画している案件の管理はSPICYSOFTが引き継ぐものとする。
- 2. SPICYSOFTは、参画している全要員の参画が終了する三ヶ月前までに通知することで本契約を解除することができる。もしくは、2年分に相当する成果報酬を支払うことで、本契約を解除した上で本要員が参画している案件の管理をSPICYSOFTが引き継ぐことができるものとする。
- 3. 甲またはSPICYSOFTが次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告を要することなく本契約の全部または一部を解除することができる。
 - 本契約に基づく債務を履行せず、あるいは本契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずなお是正されないとき。
 - 差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申立を受け、または公売処分・租税滞納処分 もしくはその他公権力に基づく処分を受けたとき。
 - 破産・民事再生もしくは会社更生の申立を受け、またはこれらを自ら申立てたとき。
 - 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けるなど支払停止状態に 至ったとき。
 - 。 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - 資本の減少、現営業の廃止もしくは重大な変更、または合併による場合を除いた解散の決議をしたとき。
 - 。 別条「反社会的勢力の排除」に定める保証義務に違反したとき。
- 4. 甲は、本契約が終了または解約・解除されたときは、SPICYSOFT からの貸与物件および SPICYSOFT から入手した資料等を遅延なく SPICYSOFT に返還する。
- 5. SPICYSOFTは、本契約が終了または解約・解除されたときは、甲から提供された案件情報について利用する権利を失うものとする。
- 6. 本契約の終了または解約・解除をもって、SPICYSOFT が甲にて提示した一切の条件は無効となる。甲と本契約を再締結する場合には、過去の条件は一切引き継がれないものとする。

第7条 (再委託の禁止・権利義務の譲渡)

- 1. 甲は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
- 2. 甲は、相手方の書面による事前の許諾を得ることなく、本契約により生ずる一切の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡、もしくは引受け、または担保に供してはならない。

第8条 (機密保持)

- 1. 本契約において情報を提供する側 (以下、「被開示者」という)は、本契約期間中に情報を受け取る相手方 (以下、「開示者」という)から開示を受けた情報であって開示にあたり秘密であることが明示されたもの 及び個人情報(以下「秘密情報」と総称する)を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、開示者の書面による事前の承諾なしに、本契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業 員並びに自己と委任契約のある弁護士、公認会計士、税理士以外の第三者に開示し又は本契約の履行に必要な範囲を超えて複製又は使用してはならないものとする。なお、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当することを、被開示者が証明しうる情報は秘密情報にあたらないものとする。
 - 。 開示時にすでに公知の情報又は開示時にすでに被開示者が保有していた情報。
 - 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報。
 - 被開示者が第三者から守秘義務を負わずに適法に入手した情報。
 - 開示者の秘密情報によらずに被開示者が独自に創出した情報。
- 2. 前項の定めにかかわらず、被開示者が、裁判所、捜査機関その他の第三者に対する秘密情報の開示を法令により義務付けられた場合には、開示者に対してその旨を事前に通知したうえで、当該義務の範囲において秘密情報を開示することができるものとする。
- 3. 被開示者は、開示者の書面による事前の承諾を得て第三者に対して秘密情報を開示する場合、当該第三者に対して本条と同等の義務を課すものとし、かつ、当該第三者による当該義務への違反について 開示者に対して責任を負うものとする。
- 4. 被開示者は、本契約が終了した場合、開示者から受領した秘密情報が不要となった場合、又は開示者から 要求があった場合には、開示者の秘密情報及びその複製物を、開示者の指示に従い遅滞なく開示者に返却 し又は廃棄若しくは消去するものとする。
- 5. 本契約のもとでの秘密情報の開示は、被開示者に対する開示者の特許、実用新案、ノウハウ、その他一切の知的財産権の譲渡又は実施権、使用権、その他の権利の許諾を伴うものではない。被開示者は、秘密情報に基づき発明、考案又はノウハウ等を成した場合は、速やかに開示者にその旨を書面により通知する。

第9条 (禁止行為)

- 1. 甲がSPICYSOFTの要員およびSPICYSOFTを退職から一年以内の要員(以下、本所属要員)について、他の企業へ紹介もしくはSPICYSOFTを通さずに参画させてはならない。ただし本所属要員の過去一年間の年収の35%(以下、本所属要員紹介手数料)を支払った場合はこれに限らない。
- 2. 本所属要員紹介手数料を払わずに前項の行為を行った場合、もしくは引き抜き行為を行ってはならない。 行った場合は、本所属要員の過去一年間の年収の2年分をペナルティとして支払うものとする。

第10条 (損害賠償)

- 1. 甲が本契約に違反して SPICYSOFT に損害を与えたときは、甲は、本業務の報酬として支払われる予定であった金額、または損害金額のうちどちらか多い金額を上限として、甲の責に応じ、SPICYSOFT に当該損害を賠償する義務を負う。また甲が善管注意義務を怠っていない場合に限り、損害金額は、直接の損害によるものに限るものとし、逸失利益および間接的な損害によるものは含まないものとする。
- 2. 甲が、「再委託の禁止・権利義務の譲渡」条、「機密保持」条の規定に違反した場合、甲は、本業務の報酬として支払われる予定であった金額の3倍、または損害金額の3倍のうちどちらか多い金額を上限として甲の責に応じて、SPICYSOFT に対して損害賠償する義務を負う。
- 3. SPICYSOFT から甲に損害賠償の請求がなされた場合、甲は請求日より7日後(以下「損害賠償の支払締日」という)までに SPICYSOFT に全額を支払うものとする。なお、損害賠償額の全部もしくは一部の支払いが遅れた場合は、延滞額に、損害賠償の支払締日を超えた日数について、年率 14%の延滞利息が加算されるものとする。
- 4. 本契約に関する甲の賠償責任は、直接もしくは通常の損害に限る。逸失利益、事業機会の喪失等、間接的な損害は含まないものとする。
- 5. 甲の賠償責任は、損害賠償の事由が発生した本契約書に定める報酬の債権放棄および、当該業務指示書に 係る現実に受領した対価の総額を上限とする。

第11条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 甲および SPICYSOFT は、相手方に対し、次の各号に定める事項について保証する。
 - 暴力団等の反社会的勢力から、直接・間接を問わず、且つ、名目の如何を問わず、資本・資金を 導入し、経営・事業に実質的な影響を及ぼす資本・資金上の関係の構築を行っていないこと、及 び、今後も行う予定がないこと。
 - 暴力団等の反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、且つ、名目の如何を問わず、資金提供 を行っていないこと、及び、今後も行う予定がないこと。
 - 暴力団等の反社会的勢力に属するもの及びそれらと親しい間柄の者を、自己の役員等に選任しておらず、また従業員として雇用してはいないこと。
 - 暴力団等の反社会的勢力が、直接・間接を問わず自己の経営に関与していないこと。

第12条 (存続条項)

1. 「機密保持」条、「契約の解約・解除」条、「損害賠償」条、本条「存続条項」、「免責」条、「合意管轄」条の規定は、本契約が終了し、または解除された後もその効力を存続する。

第13条 (免責)

1. SPICYSOFT または甲は、天災地変等による不可抗力、その他当事者の責に帰すことのできない事由により、本契約に定める条項が履行不能となったときは、その責を免れるものとする。

第14条 (契約締結の費用)

1. 本書締結のために必要な費用は、甲·SPICYSOFT 折半とする。

第15条 (合意管轄)

1. 本契約に関し、紛争が生じたときには、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(協議)

- 1. 本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の内容の解釈について疑義を生じたときは、甲・SPICYSOFTの双方は信義誠実の精神に則り協議、解決するものとする。
- 以上、甲·SPICYSOFT確認の上、各々契約書を1部所持し、本契約を有効とする。